

2018年9月10日

お客さま各位

株式会社みちのく銀行

外国送金のお取り扱いについて

平素は、みちのく銀行をご利用いただき誠にありがとうございます。

弊行では、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止に向けた国際的な取組みの強化を踏まえ、**2018年10月1日**から、外国送金取引について下記のとおり取扱うことといたします。

お客さまにはお手数をおかけしますが、ご理解とご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. 外国に送金するお取引（国内向けの外貨建て送金や非居住者円送金を含みます。）

(1) 弊行では以下のお取引を取扱いません。

- ・ 弊行に預金口座をお持ちでないお客さまとのお取引
- ・ 弊行に預金口座をお持ちのお客さまであっても、現金（円貨現金・外貨現金）によるお取引
- ・ ご依頼日以前に第三者から預金口座に振込まれた資金を原資とするお取引
- ・ ご本人さま以外の預金口座によるお取引
- ・ 仮想通貨交換業者や資金移動業者が関与するお取引

(2) 送金原資の確認をさせていただきます。

預金口座の取引履歴で送金原資が確認できない場合（※）は、給与明細や他行通帳など、送金原資が疎明できる資料のご提示をお願いいたします。

なお、送金原資が確認できる資料をご提示いただいた場合でも、弊行の判断により、お取引をお断りする場合がございます。

（※）ご依頼日以前の短期間に現金で預金口座に入金された資金を原資とするお取引、等

(3) 送金金額、送金目的、送金受取人等により確認資料の提示をお願いすることがあります。確認資料の提示にご協力いただけない場合や、ご提示いただいた内容によっては、送金実行の保留またはお断りする場合がございます。

<確認資料の提示をお願いするお取引の例>

- ・ 短期間のうちに頻繁に行われるお取引
- ・ お客さまの過去のお取引、職業や事業内容から送金内容の確認が必要なお取引
- ・ お客さまと送金受取人さまの関係性の確認が必要なお取引
- ・ 貿易取引等、当事者、関係地、商品などについて詳細な確認が必要なお取引
- ・ 国内外の当局による規制に抵触する可能性のあるお取引

2. 外国から送金を受け取るお取引

上記1.(3)と同様に、送金理由や送金の相手方が記載された確認資料（送金人との関係性が確認できる資料、船積書類、電子メールの写しなど）の提示をお願いしまして、詳細な確認等をさせていただく場合がございます。

弊行の判断により、振込金の受入れをお断りすることがございます。

3. 取扱開始日

2018年10月1日（月）より

4. 本件に関するお問い合わせ先

国際業務部 （担当：藤田、向出） TEL：017-774-1130

以 上